

「木場の窓から見えるもの(元外交官の視点)」

当社顧問石井正文氏(前駐インドネシア日本国大使)による
気になる海外情報を原則第2、第4木曜日に配信しています。

第24回:戦争犯罪でプーチン大統領を逮捕できるか?

2022年4月14日配信

【ポイント】

■理論的には可能だが、実際には多くのハードルがあり、相当難しい

【本文】

1. 今回のウクライナ紛争で何が戦争犯罪に当たりうるのか?

■国際人道法は戦闘の最低限のルールを規定。これへの重大な違反が戦争犯罪と呼ばれる

- 1949年のジュネーブ諸条約と1977年の二つの追加議定書が主要な国際人道法

■具体的規制例

- 民間人保護

民間人・民用物への攻撃、無差別攻撃、均衡を欠いた攻撃の禁止

戦闘員が民間人と見分けがつくようにする義務(記章着用、武器公然携行など)

民間人が自らの意思で安全確保のために避難することを許す義務

- 医療・人道支援アクセス等

(敵味方を問わず)傷病者の手当て

医療従事者・車両・病院への攻撃禁止

人道支援活動の円滑実施に便宜を図る義務

- 捕虜・被拘束者の保護

捕虜・非拘束民間人に尊厳をもち対応+アクセス付与

捕虜の写真のSNSへの拡散はこれに反するという見方もある

2. 個人の戦争犯罪を裁く場としては何があるのか? ;実質的に関係あるのは国際刑事裁判所

■国際司法裁判所(ICJ);関係あるが、対個人では使えない

- ICJは国連の「主要な司法機関」=国際法上の全ての問題を付託できる、唯一の常設国際司法機関
全国連加盟国が当事国=ウクライナもロシアも当事国
- 但し、ウクライナもロシアも自動的応訴の義務を負う「強制管轄権」を受け入れていない
=原則、ロシアが提訴に応じない限り、裁判は実現しない

- 3月16日ICJはウクライナの提訴を受け、ロシアに対して軍事作戦中止等を求める「仮保全措置」命令発出したが、これは例外的対応
ウクライナは、ロシアが東部ドンバス地域での親ロシア派へのジェノサイドを侵攻の口実に使ったことをジェノサイド条約(1948年)の故意の乱用・違反として提訴
同条約は、条約の解釈・適用等に関連する加盟国間の紛争は、いずれかの紛争当事国の要請によりICJに付託されることを規定⇒ロシアもウクライナも加盟国なので、例外的にICJが本件を扱えた
但し、ICJは強制執行能力が無く、実質的影響はない。判決が履行されない場合、安保理に訴えることはできるが、ロシアが反対するので措置を取れない。このような特例以外の理由に基づく裁判はロシアがICJの管轄権を認めないので実現しない。
- いずれにしても、ICJは戦争犯罪でプーチン大統領を裁くことはできない
- なぜなら、ICJが裁く対象は、国対国の裁判で、個人を対象にしていないから

■過去、個別事態で国際刑事裁判所が特設されたことがあるが、今回は非現実的

- 国際人道法等への違反を扱うため、1993年に旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所、1994年にルワンダ国際刑事裁判所が特設された
- 但し、これらは安保理の決議により実現したもので、今回はロシア拒否権で非現実的

■個人の戦争犯罪等を扱うものとしては、国際刑事裁判所(ICC)が最も可能性がある

欧州人権裁判所(ECHR)もあり、ウクライナはECHRにも提訴し、ロシアに国際人道法違反停止等を求める暫定措置命令が出ているが、影響なし+ICCに比べ普遍性に欠ける

3. 国際刑事裁判所(ICC)では何ができるのか

■ICCは国際社会全体の関心事である「最も重大な犯罪」を犯した「個人」を、国際法に基づき訴追・処罰するための常設の国際刑事裁判機関。ハーグに所在。根拠はICCローマ規程(1998年採択、2002年発効)。ロシアもウクライナも非加入。(日本は2007年に加入)

■取り扱える「最も重大な罪」とは以下の4つ;今回関係ある可能性が高いのは②と③

- ①集団殺害犯罪(ジェノサイド);集団の全部または一部を破壊する意図を持った殺害など
⇒今回の事態がジェノサイドに当たるとの相場観は形成されていない
- ②人道に対する犯罪;広範囲又は組織的住民殺害、奴隷化、強制移送、拷問、強姦など
- ③戦争犯罪;殺人、捕虜の違法待遇、民間人・病院・学校等非軍事目標の民間施設の故意の攻撃など
- ④侵略犯罪;国家指導者等による侵略行為計画・準備・開始・実行⇒当事国双方がICC締約国かつ侵略犯罪に係る改正規定に受諾国か、安保理が付託の場合のみ訴追可能=ロシアが拒否権を使うので今回は無理

■ロシアもウクライナも(米も)非加入だが、ローマ規程上、ICC管轄権を受諾すれば捜査可能

- ウクライナは、既にクリミア半島併合(2014年)後、ウクライナで行われたロシア高官等による人道に対する犯罪と戦争犯罪などにつきICC管轄権を受諾済み。
- 既にICCは2014年に「予備的検討」を開始したが、これまでは進展せず。一方、今回の侵攻を受け、2月28日に捜査に向けた手続きを行うと発表。3月1日にリトアニアが締約国付託を行い、捜査開始が可能に。ICC検察官は3月2日に捜査開始を発表
- なお、現時点で日本を含む41カ国が今回のウクライナの事態をICCに付託している(日本は3月9日に付託)

■これがプーチン大統領自身の逮捕に繋がるか? ;理論的可能性はあるが実際は相当困難

- まず、人道犯罪、戦争犯罪の立証が必要⇒それほど簡単ではない
- 立証できても、実行に関与した軍関係者の罪は問えても、プーチン大統領の罪を問うためには、大統領の直接的関与・指示立証が必要⇒ロシア側は証拠を提出しない
- 仮に、逮捕状を出せたとしても、ロシア国内での拘束を期待するのは非現実的。かつ、国外でも、非締約国の国家元首なので免除(不逮捕特権)が主張され得る
ICC自身は警察機能を持っておらず、逮捕は加盟国に頼っている
本件も加盟国に逮捕協力を要請できるが、プーチン大統領については、国家元首としての免除が主張され得る以上、逮捕協力に加盟国が応じるかは不明、但し、辞任、退陣すれば別
- 一方、「普遍的管轄権」を認め、ローマ規程上の犯罪を国内法で罰せるような法整備を行っている国では、その容疑者を自国領土で逮捕し、国内裁判所で訴追できる
幾つかの欧州諸国(スペイン、オランダ、英国など)を中心に、同制度が導入されているが、近年は、無差別な適用に制約をかける動きもある

4. 微妙な留意点

■ウクライナ側にも戦争犯罪と言いうる行為がある

- ロシア人捕虜の写真のSNS掲載、殺害(?)、一般市民によるロシア軍への攻撃等

■「戦争犯罪人」と停戦交渉をすべきなのか?

- 現実的には、一方的降伏の可能性が低い以上、交渉による停戦などが必要
- その究極的相手は(辞任・退陣が無い限り)プーチン大統領
- ゼレンスキー大統領もこの点を認識。戦争犯罪を批判しつつも、一定の自制

(以上)

りそな総合研究所 顧問 石井正文

問い合わせ先:りそな総合研究所 アジア室 石橋修三

メールアドレス: shuzo.a.ishibashi@rri.co.jp